

- ✓ こどもの考えを尊重する観点から、こどもの意見を聴くべき
- ✓ (必要定員算定上)一時保護委託ゼロを想定するという考え方は、家庭的養育優先という社会的な流れを考えると望ましくない。こどもにとって何が一番望ましいかを優先して保護先を判断すべき
- ✓ できるだけこどもが慣れ親しんだ地域で過ごせるようにする等、こどもを中心に考えた体制を検討すべき。また、一時保護委託を含めた保護のあり方について、児童福祉措置費上の考え方等を整理した上で、県としての考え方を整理すべき
- ✓ 現場事情としては一時保護先の確保は大変。緊急保護の受け入れ先として里親等へ委託することは課題も多いため、自治体が管理する一時保護施設としての一定の規模確保は必要
- ✓ こどもにとっては、一時的とはいえ在籍校から離れると、元の学校生活に戻りにくい面もある。原籍校に通い続けたいという希望を持つこどもも少なくないため、一時保護委託先としての里親等の開拓も重要。一方で、管轄区域が広域にわたる県の一時保護施設での実現は困難な側面もある
- ✓ 兄妹のように性別の異なるきょうだいが一緒に過ごせない点については議論の余地がある。共に乗り越えたという経験も子どもにとっては重要
- ✓ 一時保護施設は長期にわたっての「生活の場」ではないことを念頭に置いておく必要がある
- ✓ ユニット制を導入する場合は、ユニット編成の仕方もしっかり検討しないと、運用において色々と課題が生じる。また、兄妹、姉弟等への対応も想定し、性で分けないユニットも検討が必要
- ✓ 定員については、少子化社会においても社会的養護は一定の必要数が生じるため、現行定員(100名)を減らさない方針は評価できる。日本では社会的養護が長期措置に偏り、対象となるこどもの割合が少ないため、在宅支援と措置の壁が厚い傾向がある。より多くの家庭、こどもへの支援として使える制度にすべき

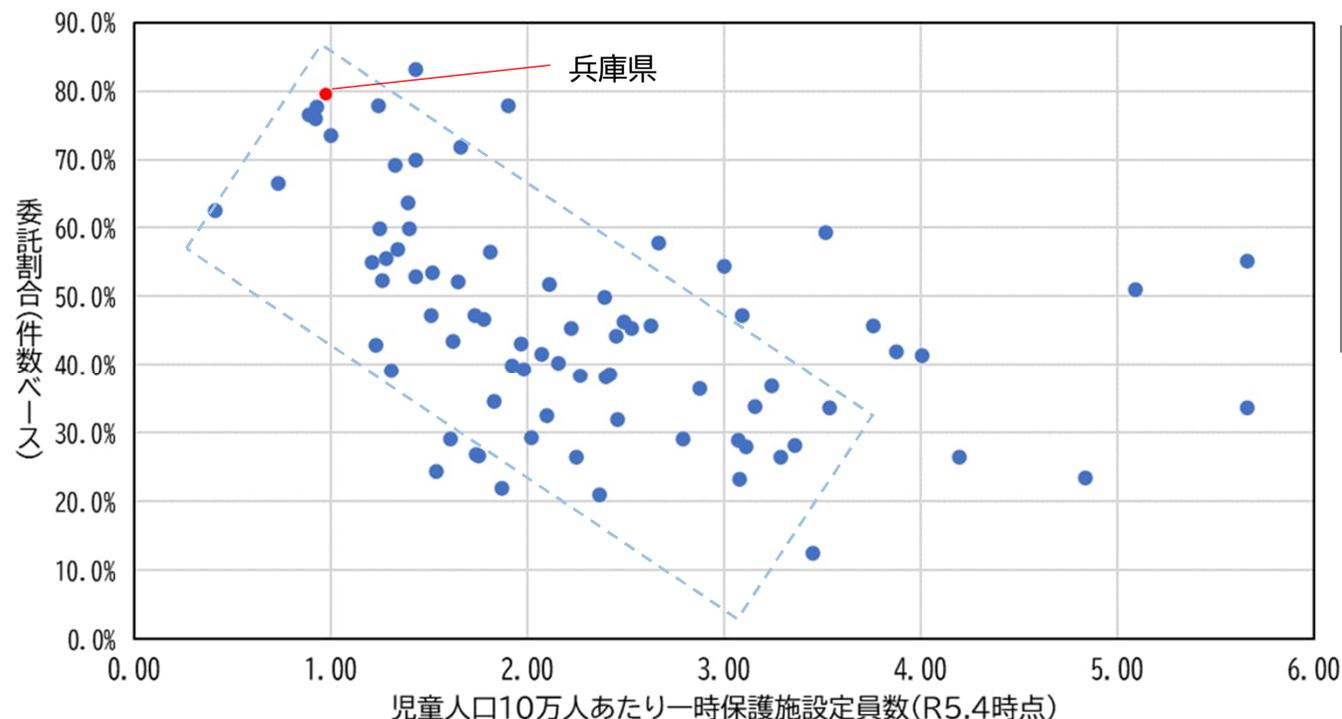
本県における一時保護の現状

一時保護件数及び委託件数の推移

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
一時保護件数	438	415	434	403	441	459	431	446	445	397	409	427	433	423	453	503	
一時保護委託件数	229	355	423	462	496	527	503	675	908	1,070	1,358	1,070	1,269	1,380	1,743	1,779	
内 訳	警 察	61	58	93	140	146	153	209	271	290	239	187	239	270	341	334	
	乳 児 院	57	101	77	66	72	61	78	138	90	129	112	96	126	161	148	
	児童養護施設	73	142	188	182	215	240	184	221	345	392	483	427	489	429	585	537
	里 親	7	20	29	22	11	20	31	65	67	146	297	203	235	274	341	364
	そ の 他	31	34	36	52	52	44	74	102	87	152	210	141	210	281	315	396

※上記件数は延べ件数であり、同一児童に対し複数の件数を計上している場合あり

(参考)全国比較(一時保護施設定員数と件数ベースでの委託割合 R5実績)



	児童人口1万人あたり定員数	一時保護件数に占める委託の割合
兵庫県	0.98 (定員54人/ 児童人口548,829人)	79.4% (委託1,743件/ 合計2,196件)
全 国	1.95	49.8%

※児童人口は、令和2年度国勢調査による(神戸市及び明石市の人口を除く)

児童養護施設に対する一時保護委託

制度面での整理

区分	条件等	備考
本体施設の定員外での 一時保護 (一時保護実施特別加算費)	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施できる設備を有すること ※必要設備:一時保護児童のための居室、居間、食堂、その他生活に必要な浴室、便所等 一時保護児童の専任の職員を2名及び管理宿直等職員を配置すること <u>一時保護施設の入所率が高い等、児童の適切なケアの確保について課題を有しており、一定数の一時保護児童を安定的に受け入れられる委託先の確保が必要な地域に所在すること</u> <u>原則として児童相談所より一時保護の要請があった際には応じなければならないこと</u> 	・現在、県内では3施設のみ (児童養護施設1, 乳児院2)
本体施設の定員内での 一時保護	<ul style="list-style-type: none"> 特段の定めなし (本体施設の定員に係る設備及び職員で対応) 	

定員外での一時保護実施に対する留意点

- 当該制度は、児童相談所の一時保護施設への入所率が恒常的に高い地域における適切なケアの確保や一時保護期間が長期化するケース等に対応するため創設されたもの
- 同加算事業の対象児童として一時保護の委託を受けた児童は、措置費上の暫定定員※の設定に係る在籍児童数から除く(定員内での一時保護の場合は在籍児童数に含む)

※暫定定員:前年度(又は直近3年度)の在籍児童の数が定員に10%以上満たない場合に設定される措置費算定上の定員

一時保護の目的等(一時保護ガイドラインより)

一時保護の目的等

- ✓ 児童相談所の相談援助活動の中で、こどもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行う
- ✓ こどもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行う(一時保護の強行性)
- ✓ こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」(または「できる限り良好な家庭的環境」)において継続的に養育されるよう必要な措置を講じること(家庭養育優先原則)
- ✓ 一時保護の期間は、原則として2か月を超えてはならない(児童福祉法33条第3項)

一時保護の機能等

- ✓ 一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメント

【緊急保護】

- ・現に適切な保護者又は宿所がない場合や家庭から一時引き離す必要がある場合等に実施
- ・こどもの安全確保のための閉鎖的環境(一定の建物において、こどもの自由な外出を制限する一時保護環境)で保護する期間は、安全確保のための必要最小限とし、開放的環境(閉鎖的環境以外の一時保護環境)においても安全確保が可能であると判断される場合は、速やかに開放的環境にこどもを移すことを検討する

【アセスメント】

- ・児童相談所においてこどもの援助方針を立てるにあたり、社会診断、心理診断、医学診断、行動診断、その他の診断を基に、総合的に行う
- ・こどもの全生活場面について、こどもの行動の背景にある本来の気持ちや思い等を汲み取ることを十分意識しながら丁寧に行動観察を行う
- ✓ 一方で、一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有する

本県の一時保護に対する考え方

一時保護の決定

- ✓ 一時保護は、こども家庭センター(児童相談所)が緊急性、危険性等を検討し、所長が決定
- ✓ 一時保護施設に対し一時保護を依頼 ※令和7年6月より一時保護開始時の司法審査を導入
- ✓ 一時保護施設は、入所の調整にあたり、現に一時保護中の子どもの人数、年齢構成、一時保護施設内の安定度並びに受入対象児童の保護理由により総合的に判断

一時保護委託に該当するケース

子どもを一時保護する必要があるときは、一時保護施設の利用を第一に考慮するが、下記のような場合には、一時保護委託を実施することができると整理

- ✓ 概ね2歳未満の乳幼児
- ✓ 自傷他害のおそれなど行動上監護することが極めて困難な場合や、入院加療が必要な子ども
- ✓ 夜間発生したケース等で、直ちに一時保護施設へ連れてくるのが著しく困難な子ども
- ✓ 現に一時保護している子どもで、一時保護期間が相当長期化すると憶測される場合
- ✓ その他特に必要があると認められる場合

(例:一時保護施設での受入れが困難な場合、既に当該こどもの情報を一定把握できており、委託可能と判断できる場合等)

<委託一時保護の考え方(一時保護ガイドラインより抜粋)>

- ・乳幼児は、こどもの状態に応じできる限り里親や「できる限り良好な家庭的環境」である委託先を検討
- ・学齢児以上のこどもは、専門的ケアの必要性や適切な教育を受けられることを踏まえ委託一時保護を検討
- ・その他、現に児童相談所で一時保護しているこどもで、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合等も委託一時保護を検討

一時保護の現状と課題

一時保護の状況

- ✓ 本県の一時保護施設での一時保護の約8割は緊急保護

目的別内訳	R4		R5		R6	
緊急保護	322件	76.1%	365件	80.6%	396件	78.7%
行動観察	95件	22.5%	86件	19.0%	99件	19.7%
短期入所指導	6件	1.4%	2件	0.4%	8件	1.6%
合計	423件	100%	453件	100%	503件	100%

- ✓ 夜間、休日の一時保護も多い

(児童虐待防止24時間ホットラインに対するR6通告件数873件のうち、一時保護対応は242件(保護123件、委託119件))

緊急対応時の課題

- ✓ 緊急保護時に、既に他の児童が利用中の居室で保護(複数人利用)することは望ましくないため、空き部屋が無い場合等は一時保護施設での保護が困難
- ✓ その結果、委託を含めた一時保護先の確保に時間を要し、こどもの安全な宿所の確保が遅れるとともに、委託先においても緊急対応の負担が生じる
- ✓ また、緊急保護の場合、児童相談所側においてもこどもの状況に関する情報が十分でないケースも多く、適切な委託先の選定よりも迅速な安全確保を優先せざるを得ない

県の一時保護施設における一定規模の必要性

一時保護施設が役割を果たす上での望ましい姿

緊急保護

- ✓ 緊急保護の実情を踏まえた迅速かつ確実な一時保護先の確保
- ✓ 一定規模のこどもの安全確保を最優先する閉鎖的環境の必要性
- ✓ 乳児や移送が困難なケースを考慮した一時保護委託先の確保

適切な診断等

- ✓ 迅速かつ適切なアセスメントとこどもの状況を踏まえた援助方針の決定
- ✓ 全ての生活場面の適切な観察と診断
- ✓ 相談援助・指導の一環として、こどもの状態の改善に繋げる機会

権利擁護 家庭的養育

- ✓ こどもの意思や家庭養育優先原則を踏まえた一時保護先の検討
(特に、一時保護長期化見込みの場合や、既にこどもの状況が一定把握できている場合等)
- ✓ 一時保護施設内のできる限りの開放的環境の確保

- ✓ 県の一時保護施設の役割や、虐待相談件数の高止まり傾向等を踏まえると、一時保護施設としての一定の規模の維持が適当と考慮
- ✓ 一方で、一時保護期間の長期化が見込まれる場合や、こどもの状況に応じた里親等への一時保護委託についても、運用として検討していくことが必要

(参考)里親制度の推進に関する本県の状況

里親登録状況等の推移

✓ 県所管の登録里親数、受託里親数ともに増加傾向

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録里親数	403	433	478	515	546	574
受託里親数	134	140	145	156	147	171
委託児童数	224	224	230	236	198	257

里親支援センターの設置状況

地区	名称	所在地 (サテライト所在地)	事業者
中央	ゆーかり	加古川市 (淡路市)	(社福)立正学園
西宮	なごみ	西宮市	(社福)善照学園
川西	ウエルこころ	川西市	(特非)キーアセット
加東	やまもも	加東市	(社福)立正学園
姫路	希望の丘	姫路市	(社福)あいむ
豊岡	まんまる	朝来市 (豊岡市)	(社福)南但愛育会

<里親支援センターの業務イメージ>

里親制度普及

研修・認定・登録

里親委託

里親支援

委託解除

●新規里親の開拓

●里親への研修

●里親委託の推進
・未委託里親の状況や意向の把握
・選定のための事前調査

●里親家庭の訪問、相談
●レスパイトケアの調整
●里親サロンの運営

●アフターケアとしての相談

包括的に実施